

## 昭和二十六年法律第二百三十八号

信用金庫法

目次

第一回 総則（第一条—第九条の二）	第二回 会員（第十条—第二十一条）
第三回 設立及び事業免許の申請（第二十二条—第三十条）	第四回 管理
第五回 第一節 通則（第三十一条）	第六回 第二節 役員（第三十二条—第三十五条の九）
第六回 第二節 理事会（第三十六条—第三十七条の二）	第七回 第二節 計算書類等の監査等（第三十八条—第三十九条の四）
第七回 第三節 役員等の責任（第三十九条—第三十九条の六）	第八回 第三節 組合の運営（第四十一条—第四十二条の二）
第八回 第四節 支配人（第四十条—第四十一条）	第九回 第五節 総代会（第四十九条—第五十条）
第九回 第五節 出資一口の金額の減少（第五十一条—第五十二条の二）	第十回 第六節 総会等（第四十二条—第四十八条の十三）
第十回 第六節 事業（第五十三条—第五十四条）	第十一回 第七節 組合の運営（第五十四条—第五十五条の二）
第十一回 第七節 第五章の二外国銀行代理業務に関する特則（第五十四条の二—第五十四条の二十一）	第十二回 第八節 全国連合会債の発行（第五十四条の二—第五十四条の二十一）
第十二回 第八節 第五章の三事業の譲渡又は譲受け及び合併（第五十五条—第五十七条）	第十三回 第九節 子会社等（第五十四条の二十一—第五十四条の二十五）
第十三回 第九節 第六章 経理（第五十五条—第五十七条）	第十四回 第十章 第六章解散及び清算（第六十二条—第六十四条）
第十四回 第十章 第七章登記（第六十五条—第八十五条）	第十五回 第十一章 第九章の二信用金庫代理業（第八十五条の二—第八十五条の二）
第十五回 第十一章 第九章の三信用金庫電子決済等取扱業（第八十五条の三—第八十五条の三）	第十六回 第十二章 第九章の四信用金庫電子決済等代行業（第八十五条の四—第八十五条の十一）
第十六回 第十二章 第九章の五指定紛争解決機関（第八十五条の五—第八十五条の十三）	第十七回 第十三章 第九章の五

## 第十章 雜則（第八十六条—第八十九条の三）

第十一回 第一章 罰則（第八十九条の四—第九十四条）

第十二回 第二章 没収に関する手続等の特例（第九十五条—第九十七条）

第十三回 第三章 第三十条

附則

## 第一章 総則

## 第二条

(目的)

この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

(人格)

（人格）



(定款の備置き及び閲覧等)

**第二十三条の二** 金庫は、定款を各事務所に備え置かなければならない。

2 会員及び金庫の債権者は、業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該金庫の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 定款が書面をもつて作成されているとき

は、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 定款が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

五 定款が電磁的記録をもつて作成されている場合であつて、各事務所(主たる事務所を除く)における前項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとつている金庫についての第一項の規定の適用については、同項中「各事務所」とあるのは、「主たる事務所」とする。

(創立総会)

**第二十四条** 発起人は、定款作成後、会員にならうとする者を募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならぬ。前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他の設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならぬ。

4 創立総会においては前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たもの(以下この章において「設立時会員」という。)の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 発起人は、創立総会において、設立時会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければ

ならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより設立時会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

7 創立総会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 発起人(金庫の成立後につては、当該金庫)は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所(金庫の成立後につては、その主たる事務所)に備え置かなければならぬ。

9 設立時会員(金庫の成立後につては、その会員及び債権者)は、発起人が定めた時間(金庫の成立後につては、その業務取扱時間)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第七項の議事録が書面をもつて作成されていけるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 第七項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示

するときには、当該書面の閲覧又は謄写の請求

は、いつでも、次に掲げる請求をすることがで

きる。

10 創立総会における設立時会員については第十二条の規定を、創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては会社法第八百三十三条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十三条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第六十六号及び第十七号に係る部分に限る)、(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。この場合において、同法第八百三十三条(被告)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る)、(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必

要の併合)、第八百三十九条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用す

る。この場合において、同法第八百三十三条(被告)、第八百三十九条まで(弁論等の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定を準用する。

二 一 定款を変更しようとするとき。

二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。

役。以下の項において同じ。)、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役(設立

ある場合にあつては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)又は設立時監査役を含む。)とあるのは、「設立時会員(信用金庫法第二十四条第五項に規定する設立時会員をいう。)又は理事、監事若しくは清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 定款

三 業務方法書(その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。)

四 事業計画書(その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。)

一 理由書

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(事業免許の申請)

**第二十九条** 金庫は、第四条の内閣総理大臣の免許を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 業務方法書(その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。)

四 事業計画書(その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。)

一 理由書

二 定款

三 業務方法書(その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。)









よりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等」(株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。)とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)とあるのは「金庫(信用金庫法第一条に規定する金庫をいう。)と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの人者」とあるのは「金庫(信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。)が、理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの人者」とあるのは「理事及び理事」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五条、第一百二十二条第五項、第二百三十三条第三項、第一百二十三条の二第二項、第一百八十六条の二第二項、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「信用金庫法第三十九条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定による解任の請求があつたときは、前項の規定による書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、金庫の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しないければならない。

5 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事会は、その支配人の解任の可否を決しないければならない。

6 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事会は、同項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。には、理事は、その支配人に対し、前項の可否を決する日の七日前までに当該書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えないなければならない。

7 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事会は、同項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。には、理事は、その支配人に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を記載した書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えないなければならない。

8 第一項の規定による解任の請求があつた場合には、理事会は、同項の規定による電磁的方法による提供があつた場合に限る。には、理事は、その支配人に対し、第四項の可否を決する日の七日前までに第三項の規定により提供された事項を電磁的方法により提供することができる。

(通常総会の招集)

第四十二条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第四十三条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から三週間以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、会員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができます。(この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。)

4 前項前段の規定による書面に記載すべき事項及び理由の電磁的方法（内閣府令で定める方法を除く。）による提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

（会員による総会の招集）

**第四十五条** 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に理事が総会招集の手続をしないときは、内閣総理大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

（総会招集の手続）

**第四十五条** 理事（前条の規定により会員が総会を招集する場合にあつては、当該会員。以下この条から第四十七条までにおいて同じ。）は、総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定め、会日の七日前までに書面をもつて会員に対して、その通知を発しなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項

三 総会に出席しない会員が書面によつて議決権を行使することができる」とするときは、その旨

四 総会に出席しない会員が電磁的方法によつて議決権を行使することができる」とするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 理事は、会員の数が千人以上である場合にあっては、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

3 前条の規定により会員が総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項は、理事会の決議によつて定めなければならない。

4 理事は、第一項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、当該書面による通知を発したものとみなす。

5 前項の電磁的方法による通知には、第一項各号に掲げる事項を記録しなければならない。

6 第一項及び第四項の規定にかかるわらず、総会は、会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

(総会参考書類及び議決権行使書面の交付等) 第四十六条 理事は、前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類(以下「総会参考書類」という。)及び会員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)を交付しなければならない。

2 理事は、前条第四項の承諾をした会員に対し、電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。

第三条 理事は、第四十五条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、同項の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、総会参考書類を交付しなければならない。

2 理事は、第四十五条第四項の承諾をした会員に対し、同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による総会参考書類の交付に代えて、当該総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、会員の請求があつたときは、総会参考書類を当該会員に交付しなければならない。

3 理事は、第一項に規定する場合には、第四十五条第四項の承諾をした会員に対する同項の電磁的方法による通知に際して、内閣府令で定めるところにより、会員に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 理事は、第一項に規定する場合において、第四十五条第四項の承諾をしていない会員から、該会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該会員に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。(通知又は催告)

第四十八条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載し、又は記録したその者住所又は居所(その者が別に通知又は催告を受けた場合は、連絡先を金庫に通知した場合に









時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

八 前号に掲げる業務の代理又は媒介顧客から取得した当該顧客に関する情報

七 算定割当量を取得し、若しくは譲渡する」とを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（前項の規定により行う業務を除く。）であつて、内閣府会で定めるもの

前条第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第八項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第六項第四号から第六号まで」とあるの

第五章の二 外国銀行代理業務に関する政令一定める

(外國銀行代理業務に係る認可等) 特則

**第五十四条の二** 金庫は、次に掲げる業務（以下

この条において「外国銀行代理業務」という。

を得たのである。これは當時外國銀行代理業者の委託を受ける旨の契約の相手方である外國銀行

行（以下「所属外国銀行」という。）ゞとに、

内閣府令で定めるとこゑにより、あらかじめ内閣総理大臣の恩典を受ければよつよい。

当該金庫のうち信用金庫については、第五

十三条第三項第七号の二に掲げる業務

二、当該金庫のうちの信用金庫連合会は、は、前条第四項第七号の二に掲げる業務

2 前項の規定は、信用金庫連合会が当該信用金

庫連合会の子会社である外国銀行を所属外国銀行へ、同額行代理業等（同額萬二千二百九）

（外國銀行代理業務の問題第二項に掲げてある業務に限る。以下同じ。）を行おうとするヒ

きは、適用しない。この場合において、当該信

用金庫連合会は、当該外国銀行代理業務に係る  
所屬外国銀行二三社、内閣府令で定める二二社

により、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出な

ければならない。

(出資の受入れ 預り金及び金利等の取扱いに  
関する法律の特例)

**第五十四条の二の二** 信用金庫連合会が、前条第

二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行つてゐる場合、当該代理業務を

従つて、いわば場合に依る當國銀行代理業者に係る所屬外國銀行が業としてする預り金（出

資の受け入れ預り金及び金利等の取扱いに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）第二

— る法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第一

六 五 四 三 金融機関の信託業務の兼営等に關する法律により行う同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

六 業務 五 信託法第三条第三号（信託の方法）に掲げる方法によつてする信託に係る事務に關する方法による同法第一條第一項（兼営の認可）に規定する信託業務

六 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

六 担保付社債信託法により行う担保付社債に關する信託業務

により、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。  
（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の特例）

**第五十四条の二の二** 信用金庫連合会が、前条第一項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行つてている場合には、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が業としてする預り金（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第二

**第五十四条の四** 全国連合会は、次に掲げる要件のすべてに該当する全国連合会債（次項及び第六項において「短期債」という。）を発行することができる。  
一 各全国連合会債の金額が一億円を下回らないこと。  
二 元本の償還について、全国連合会債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする。

内閣府令で定める事項（第四項及び第五項において「通知事項」という。）を通知しなければならない。

前条の募集に応じて募集全国連合会債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を全国連合会に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集全国連合会債の全額及びその金額ごとの数

<p>時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付隨費用として内閣府令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものである。</p> <p>ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。</p> <p>十八 前号に掲げる業務の代理又は媒介十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの</p> <p>二十 当該信用金庫連合会の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業に係る経営資源を主として活用して行う業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>二十一 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行ふことができる。</p> <p>一 金融商品取引法第二十八条第六項（通則）に規定する投資助言業務</p> <p>二 金融商品取引法第三十三条第二項各号（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に掲げることができる。</p>	<p>5</p> <p>六</p> <p>七</p> <p>第一条第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第八項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第九項中「第六項第四号から第六号まで」とあるのは「次条第五項第四号から第六号まで」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p><b>第五章の二 外国銀行代理業務に関する特則</b></p> <p>（外国銀行代理業務に係る認可等）</p> <p><b>第五十四条の二</b> 金庫は、次に掲げる業務（以下この条において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするときは、当該外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行（以下「所属外国銀行」という。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 当該金庫のうち信用金庫については、第五十三条第三項第七号の二に掲げる業務</p> <p>二 当該金庫のうち信用金庫連合会については、前項の規定は、信用金庫連合会が当該信用金庫連合会の子会社である外國銀行を所属外国銀行として外國銀行代理業務（同項第二号に掲げる業務に限る。以下同じ。）を行おうとするときは、適用しない。この場合において、当該信</p>
--	--

2	第三項（預り金の禁止）に規定する預り金を いう。）であつて当該外国銀行代代理業務に係る ものについては、同法第二条第一項の規定は、 適用しない。
第五十四条の特例	（貸金業法の特例）
第五十四条の二の三	信用金庫連合会が、第五十 四条の二第二項の規定による届出をして外国銀 行代理業務を行つてゐる場合には、当該外国銀 行代理業務に係る所属外国銀行が業として行う 貸付け（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二 号）第二条第一項（定義）に規定する貸付けを いう。）であつて当該外国銀行代理業務に係る ものについては、同法第二条第一項に規定する 貸金業に該当しないものとみなす。
第五章の三	全国連合会債の発行
（全国連合会債の発行）	（全国連合会債の種別等）
第五十四条の二の四	全国を地区とする信用金庫 連合会（以下この章において「全国連合会」と いう。）は、出資の総額及び準備金（準備金と して政令で定めるものをいう。）の額の合計額 の十倍に相当する金額を限度として、全国連合 会債（第五十四条の四に規定する短期債を除 く。以下この条及び次条において同じ。）を發 行することができる。
2	全国連合会は、前項の全国連合会債を發行し ようとするときは、その發行に関する事項を定 款で定めなければならぬ。
3	全国連合会は、第一項の全国連合会債の發行 に関する業務を行おうとするときは、内閣総理 大臣の認可を受けなければならない。
（全国連合会債の借換発行の場合の特例）	（全国連合会債の引受けの者による募集に 関する事項の決定）
第五十四条の八	全国連合会は、全国連合会債を 引き受ける者の募集をしようとするときは、そ の都度、募集全国連合会債（当該募集に応じて 当該全国連合会債の引受けの申込みをした者に 対して割り当てる全国連合会債をいう。以下同 じ。）についてその総額、利率その他の政令で 定める事項を定めなければならない。
第五十四条の九	（募集全国連合会債の申込み）
第五十四条の九	全国連合会は、前条の募集に応 じて募集全国連合会債の日に入金をして いる。

三 前二号に掲げるもののほか内閣府令で定める事項

前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、全国連合会の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、全国連合会が通知事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に對して交付している場合その他募集全国連合会債の受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 全国連合会は、通知事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 全国連合会が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該全国連合会に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集全国連合会債の割当）

第五十四条の十 全国連合会は、申込者の中から募集全国連合会債の割当てを受ける者を定め、申込者に割り当てる当該募集全国連合会債の金額及び金額ごとの数を定めなければならぬ。この場合において、全国連合会は、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額ごとの数よりも減少し、又はないものとすることができます。

2 全国連合会は、政令で定める期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集全国連合会債の金額及びその金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集全国連合会債の申込み及び割当てに関する特則）

第五十四条の十一 前二条の規定は、募集全国連合会債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（募集全国連合会債の債権者）

第五十四条の十二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集全国連合会債の債権者となる。

一 申込者 全国連合会の割り当たった全国連合会債

二 受けた者 その者が引き受けた全国連合会債

（債券の記載事項）

第五十四条の十四 全国連合会債の債券には、政令で定める事項を記載し、全国連合会の理事が署名し、又は記名押印しなければならない。（全国連合会債原簿）

第五十四条の十五 全国連合会は、全国連合会債を発行した日以後遅滞なく、全国連合会債原簿を作成し、これに政令で定める事項（次項において「全国連合会債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

2 全国連合会債の債権者（無記名全国連合会債原簿に記載され、若しくは記録された全国連合会債原簿に記載され、若しくは記録された全国連合会債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該全国連合会債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。）

3 前項の書面には、全国連合会の代表名し、又は記名押印しなければならない。

4 第二項の電磁的記録には、全国連合会の代表が内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。（全国連合会債原簿の備置き及び閲覧等）

5 前項の規定は、当該全国連合会債について準用する。

（信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの）

口 第五十三条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めたもの（次号及び第四号並びに第五十四条の二十二第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないもの請求）

一 全国連合会債原簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示するときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

3 次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行つたとき。

二 当該請求を行う者が全国連合会債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、全国連合会債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（全国連合会債の消滅時効）

第五十四条の十七 全国連合会の発行する全国連合会債の消滅時効は、その権利を行使することができる時から、元本については十五年、利子については五年で完成する。（通貨及証券模造取締法の準用）

第五十四条の十八 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、全国連合会債の債券の模造について準用する。

（政令への委任）

第五十四条の二十 この章に定めるもののはか、全国連合会の発行する全国連合会債に関し必要な事項は、政令で定める。

（第五章の四 子会社等）

（信用金庫の子会社の範囲等）

第五十四条の二十一 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、当該信用金庫そのこれに類する者として内閣府令で定められるもの）

二 他の会社の業務のための業務の執行にその業務を営んでいるものに限る。）

（第五章の五 子会社）

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めたもの（次号及び第四号並びに第五十四条の二十二第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算してその基準議決権数（同条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を保有していないものに限る。）

三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（第五十四条の二十二第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

四 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社として内閣府令で定める会社

六 子会社対象会社のみを子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

二 前項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、信用金庫又はその子会社の担保権の実行に



「子会社対象会社」という。以外の会社を子会社としてはならない。

銀行のうち、信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）と営む（第一号ごろは

（おいて同じ）を営むもの（第十号ににおいて「信託兼営銀行」という。）

定する資金移動業者（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）のうち、資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）

その他内閣府令で定める業務を専ら當むもの  
二 金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関

連業（同法第二十八条第八項（通則）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一号重金地勘苗山川義久は投資運用

号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら當るもの（第十号口において「証券専門会

三 金融商品取引法第一条第十二項に規定する  
金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業  
社」という。)

(同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。)

のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他内閣府令で定める業務を専ら當むもの（第十号口において「証券仲介専門会社」といふ。）。

イ 金融商品取引法第一条第十一項第一号に掲げる行為

る取引所金融商品市場又は同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハ）に掲げる

行為に該当するものを除く。)  
ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号  
又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

## 二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

四 サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行つるものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら當むもの。金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第一号に掲げる行為

口 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第二号に掲げる行為（前号又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一條第四項第三号に掲げる行為（前号又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

四 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（第十号ロにおいて「保険会社」という。）

四 保険業法第二条第二項（定義）に規定する少額短期保険業者（第十号ロにおいて「少額短期保険業者」という。）

五 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら當むもの（第十号ロにおいて「信託専門会社」という。）

九 信託業（信託業法第二条第一項に規定する有価証券関連業を當む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をい。以下同じ。）を當む外国の会社（第六号ロにおいて「信託専門会社」という。）

九 信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をい。以下同じ。）を當む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

十 次に掲げる業務を専ら當む会社（イに掲げる業務を當む会社にあつては、当該信用金庫連合会、その子会社（第一号、第一号の二及び第六号に掲げる会社に限る。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに當む業務のためにその業務を當んでいるものに限る。）

イ 徒属業務

ロ 金融開連業務（当該信用金庫連合会が証

券関連業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、当該信用金庫連合会が保険会

社、少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、当該信用金庫連合会が信託兼営銀行、信託専門

会社及び信託業を営む外国の会社のいずれれをも子会社としていない場合（当該信用金庫連合会が第五十四条第五項の規定により

同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。)

新規が事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社）で内閣府令で定めるもの（次号及び第十三号並びに

第五十四条の二十五第二項及び第四項において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算してその基準議決権数(同条第一項に規

二、経営の向上に相当程度寄与すると認められた基準議決権数をもつて、(以下この条において同じ。)を超える議決権を保有していないものに限る。)

れる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定め

る要件に該当しない会社（第五十四条の二十一第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）につては、当該信用金庫

三 地域の活性化に資すると認められる事業  
　　連合会又はその特定子会社以外の子会社が  
　　合算してその基準議決権数を超える議決権を  
　　保有していないものに限る。)

活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該信用金庫連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を

超える議決権を保有していないものに限る。」  
四 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用金庫連合会の第五十四条第一項各号に掲げる業務を行

地域の活性化、産業の生産性の向上その他の  
事業の高度化若しくは当該信用金庫連合会  
の利用者の利便の向上に資する業務若しくは

持続可能な社会の構築に資する業務又は、これらに資すると見込まれる業務を営む会社

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行ふ事業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第一項の規定は、子会社対象会社以外の国内の会社が、信用金庫連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得、信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該信用金庫連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該信用金庫連合会は、その子会社となつた会社が当該事由（当該信用金庫連合会又はその子会社による同項第十一号から第十三号までに掲げる会社の株式又は持分の取得をいう。）又は第五十四条第二項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定める事由を除く。）の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬい。

4 信用金庫連合会は、第一項第一号から第十号まで又は第十四号から第十六号までに掲げる会社（従属業務（第二項第一号に規定する従属業務をいう。）又は第五十四条第二項各号に掲げる業務を行う事業に付隨し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを除く。）の会社であつて、持株会社と同種のもの又は持株会社に類似するもの（当該会社になることを予定している会社を含み、前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 信用金庫連合会の行う業務又は前項第一号から第九号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの

二 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務を行ふ事業、有価証券関連業、保険業又は信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの





大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一項及び第二項の規定の旨を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

けにより契約（その契約に関する業務が銀行法第二条第二項（定義等）に規定する行為に係るものであるものに限る。以下この項において同じ。）に基づく権利義務を承継した場合において、その契約が、金庫の事業に関する法令により、当該金庫の行うことができない業務に属するものであるとき、又は当該金庫について制限されているものであるときは、その契約で期限の定めのあるものは期限満了まで、期限の定めのないものは承継の日から一年以内の期間に限り、その契約に関する業務を継続することができる。

第二項の規定により金庫が銀行から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該金庫を会社とみなして、私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条（事業の譲受け等の制限）及び同条に係る同法の規定を適用する。

（合併契約）

**第五十九条** 金庫は、他の金庫と合併をすることができる。この場合においては、合併をする金庫は、合併契約を締結しなければならない。

（吸収合併）

**第六十条** 金庫が吸収合併（金庫が他の金庫とする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「吸収合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併後存続する金庫（以下「吸収合併存続金庫」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならぬ。

一 吸収合併消滅金庫の会員に対して交付する金額

二 吸収合併存続金庫の地区及び出資の割合

三 吸収合併存続金庫の会員に対する出資の割合

四 当てに関する事項

五 吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

六 その他内閣府令で定める事項  
(新設合併)

**第六十一条** 二以上の金庫が新設合併（二以上の金庫がする合併であつて、合併により消滅する金庫（以下「新設合併消滅金庫」という。）の権利義務の全部を合併により設立する金庫（以下「新設合併設立金庫」という。）に承継されるものをいう。以下同じ。）をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併消滅金庫の名称及び住所
- 二 新設合併設立金庫の地区及び出資一口の額
- 三 新設合併設立金庫が特定金庫である場合の会計監査人の氏名又は名称
- 四 新設合併設立金庫の準備金の額に関する事項
- 五 新設合併消滅金庫の会員に対する出資の割当についての事項
- 六 新設合併設立金庫の定款で定める事項
- 七 その他内閣府令で定める事項

（吸収合併消滅金庫の手続）

**第六十二条** 吸収合併消滅金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他の内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

- 一 第三項の総会の日の二週間前の日
- 二 第五項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第五項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

吸収合併消滅金庫の会員及び債権者は、吸収合併消滅金庫に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅金庫の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項の電磁的記録に記録された事項の閲覧の請求

4 吸収合併消滅金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。

5 吸収合併消滅金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 吸収合併消滅金庫は、吸収合併存続金庫との合意により、効力発生日を変更することができる。

7 前項の場合には、吸収合併消滅金庫は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

8 第六項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この条、次条、第六十一条の六及び第七十条の規定を適用する。

(吸収合併存続金庫の手続)

**第六十一条の三** 吸収合併存続金庫は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他内閣府令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

一 吸収合併契約について総会の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該総会の日の二週間前のこと

二 第四項の規定による公告の日又は同項の規定による通知の日のいずれか早い日

三 第七項において準用する第五十二条第二項の規定による公告の日又は第七項において準用する同条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日

2 吸収合併存続金庫の会員及び債権者は、吸収合併存続金庫に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 吸収合併存続金庫は、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、合併契約の承認を受けなければならない。ただし、吸収合併消滅金庫の総会員の数が吸収合併存続金庫の総会員の数の五分の一を超えない場合であつて、かつ、吸収合併消滅金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額が吸収合併存続金庫の最終の貸借対照表により現存する総資産額の五分の一を超えない場合は、この限りでない。

6 前項に規定する場合において、吸収合併存続金庫の総会員の六分の一以上の会員が同項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に合併に反対する旨を吸収合併存続金庫に対し通知したときは、効力発生日の前日までに、総会の決議によつて、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

7 吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併存続金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

8 吸収合併存続金庫については、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3	9	吸收合併存続金庫は、効力発生日から六月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
4	10	吸收合併存続金庫の会員及び債権者は、吸收合併存続金庫に対し、その業務取扱時間内に、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。 （ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸收合併存続金庫の定めた費用を支払わなければならない。）
5	4	新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。
6	5	新設合併消滅金庫について、第五十二条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
7	6	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立については、適用しない。
8	7	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
9	8	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
10	9	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。

1	1	一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
2	2	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸收合併存続金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
3	3	五 新設合併設立金庫の手続等
4	4	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
5	5	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
6	6	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
7	7	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。
8	8	第六十一条の五 第三章（第二十三条及び第二十七条を除く。）の規定は、新設合併設立金庫の設立においては、適用しない。

1	4	第六十一条の六 吸收合併存続金庫は、効力発生日に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。（合併の効果）
2	2	一 吸收合併消滅金庫の吸收合併による解散は、吸收合併の登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。
3	3	二 合併（合併により当該金庫が消滅する場合）に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。
4	4	三 新設合併設立金庫は、その成立の日に、新設合併の効力を生じない。
5	5	四 前項の認可を受けて合併により設立される金庫は、当該設立の時に、第四条の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。（合併の無効の訴え）
6	6	五 事業免許の取消し（会社法等の準用）
7	7	第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十二条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定期株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百七十三条本文（原状の写しの送付等）、第八百七十五条（非訟事件の送付等）、第八百七十七条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告の陳述の聴取）、第八百七十三条の二（抗告の陳述の聴取）、第八百七十五条（非訟事件の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件の管轄）、第八百七十六条（第六号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十七条（申立書の写しの送付等）、第八百七十八条（第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告の陳述の聴取）、第八百七十三条本文（原状の写しの送付等）、第八百六十九条（疎明）、第八百六十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十七条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号

1	1	一 前項の書面の閲覧の請求 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求 三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求
2	2	四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅金庫の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
3	3	五 新設合併契約の承認を受けなければならない。
4	4	第六十二条 金庫は、次に掲げる事由によつて解散する。（解散の事由）
5	5	一 総会の決議 二 合併（合併により当該金庫が消滅する場合）に、吸收合併消滅金庫の権利義務を承継する。
6	6	三 破産手続開始の決定 四 定款で定める存続期間の満了又は解散事由の発生 五 事業の全部の譲渡 六 事業免許の取消し（会社法等の準用）
7	7	第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十二条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定期株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百七十三条本文（原状の写しの送付等）、第八百七十五条（非訟事件の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件の管轄）、第八百七十六条（第六号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十二条の二（抗告の陳述の聴取）、第八百七十三条本文（原状の写しの送付等）、第八百六十九条（疎明）、第八百六十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十二条の二（抗告の陳述の聴取）、第八百七十三条本文（原状の写しの送付等）、第八百六十九条（非訟事件の管轄）、第八百六十九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、同法第八百二十八条第二項第七号

(第一号及び第四号に係る部分に限る。) (即時抗告)、第八百七十四条  
申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手  
続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条  
(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章  
の定めるところにより、清算」とあるのは「清算  
算」と、同条第一号中「第四百七十二条第二  
号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二  
号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲  
げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上  
の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

**第六十四条** 金庫の清算人については第三十三条、第三十四条、第三十五条第三項、第三十五条  
の三から第三十五条の五まで、第三十五条の  
九、第三十九条及び第三十九条の二の規定並び  
に会社法第三百五十七条第一項(取締役の報告  
義務)、第三百六十条第一項(株主による取締  
役の行為の差止め)、第三百六十二条第一項  
(第三号から第五号までを除く。)及び第四項  
(取締役の報酬等)、第三百八十二条第一項前段  
及び第二項(監査役の権限)、第三百八十二条  
(取締役への報告義務)、第三百八十三条第一項  
本文、第二項及び第三項(取締役への出席義  
務等)、第三百八十四条(株主総会に対する報  
告義務)、第三百八十五条(監査役による取締  
役の行為の差止め)、第三百八十六条第一項  
(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一  
号及び第二号に係る部分に限る。)(監査役設置  
会社と取締役との間の訴えにおける会社の代  
役の行為の差止め)、第三百八十七条第一項  
の規定を、金庫の清算人の責任を追及する訴え  
については同法第七編第一章第二節(第八百四  
十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四  
十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第  
二号及び第三号並びに第六項から第十一項ま  
で、第八百四十九条の二第二号及び第三号、第八  
百五十二条第一項並びに第八百五十三条第一項第  
二号及び第三号を除く。)株式会社における責任  
追及等の訴えの規定を準用する。この場合に  
おいて、これらの規定(同法第三百五十七条第  
一項、第三百六十二条第一項第六号、第八百四  
十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外  
部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部  
分の規定を除く。)中「株式会社」とあり、「監  
査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」と

あるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は支配人その他の職員」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条规定第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主」の場合は「監事」と、同法第三百六十條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号（第三号から第五号までを除く。）」と、同法第三百八十九條第一項中「取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）」とあるのは「清算人」と、同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用者」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二條中「取締役（取締役会設置会社にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人会」と、同法第三百八十三條第二項中「取締役（第三百六十六條第一項ただし書に規定する場合にあっては、招集権者）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十六條第一項中「清算人」と、同法第三百四十九條第四項、第三百五十三条及び十五條の九第一項」と、同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同法第四百三十九條第一項中「第三百四十九條第一項」と、同法第四百三十九條第一項中「第三百六十四条」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」と、同法第三百四十九條第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五条の九第一項」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条第一項中「株式を有する株主（第八百四十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「会員である者」と、同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条第一項中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」と、同法第八百四十九條第一項中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等の完全子会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該株式会社等の完全子会社等である株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）」

第九章 登記

## 第六十五条 金 （設立の登記）

登記の登記は、その主たる事

務所の所在地において、第二十六条の規定により出資の払込みがあつた日から二週間以内にしなければならない。前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。  
(職務執行停止の仮処分等の登記)

三二一

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

四 事務所の所在場所  
五 出資の一口の金額、総口数及び総額  
六 存続期間又は解散の事由を定めたときは  
その期間又は事由

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第六十八条** 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(支配人の登記)

七 第四十八条の九の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第六十八条** 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(支配人の登記)

**第六十九条** 金庫が支配人を選任したときは、二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記

八 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
九 公告方法

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第六十八条** 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(支配人の登記)

**第六十九条** 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

十 第八十七条の四第一項の定款の定めが電子

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第六十八条** 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(支配人の登記)

**第六十九条** 金庫が支配人を選任したときは、二週間に以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

(吸収合併の登記)

第七十条 金庫が及又合併をしたときは、効力有

公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公生

**第六十七条** 金庫がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十五条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

**第六十八条** 代表理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(支配人の登記)

**第六十九条** 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

(吸収合併の登記)

**第七十条** 金庫が吸収合併をしたときは、効力発生日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、吸収合併消滅金庫については解



四号」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五条号)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 第九章の二 信用金庫代理業(許可)

#### 第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

- 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

3

信用金庫代理業(第一項の許可を受けて信用金庫代理業(前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属信用金庫(信用金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

#### 第八十五条の二の二 前条第一項の規定にかかるわら

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業

#### 第八十五条の三 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかるわら

ず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

一 信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わって当該信用金庫に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権(以下この号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関する、同号の信用金庫(以下「委託信用金庫」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例)

#### 第八十五条の三の二 信用金庫電子決済等取扱業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属信用金庫(以下同じ。)の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

#### 第八十五条の二の二の二 前条第一項の規定にかかるわら

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業

#### 第八十五条の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

(第二号を除く。)(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の八(利用者に対する説明等)、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一までの十六まで(電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告書類の提出、立入検査、業務改善命令)、第五十二条の六十一の十七第一項(登録の取消し等)、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで(会員名簿の縦覧等)、第五十二条の六十一の三十九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関する、同号の信用金庫(以下「委託信用金庫」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例)

#### 第八十五条の三の二 信用金庫電子決済等取扱業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属信用金庫(以下同じ。)の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

#### 第八十五条の二の二の二 前条第一項の規定にかかるわら

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

(第二号を除く。)(廃業等の届出)、第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十九条第九項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関する、同号の信用金庫(以下「委託信用金庫」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例)

#### 第八十五条の三の二 信用金庫電子決済等取扱業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属信用金庫(以下同じ。)の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

#### 第八十五条の二の二の二 前条第一項の規定にかかるわら

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

簿に登載し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十九条第九項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の号において「預金債権」という。)の額を増加させ、又は減少させること。

イ 当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ 為替取引により受け取った資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二 その行う前号に掲げる行為に関する、同号の信用金庫(以下「委託信用金庫」という。)のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

(信用金庫電子決済等取扱業に関する特例)

#### 第八十五条の三の二 信用金庫電子決済等取扱業者(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業(同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属信用金庫(以下同じ。)の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

(適用除外)

#### 第八十五条の二の二の二 前条第一項の規定にかかるわら

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

#### 第九章の三の三の三の三の三 信用金庫電子決済等取扱業

2 前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、

次に掲げる行為を行う事業をいう。

(登録)

**第八十五条の三の四** 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一 信用金庫電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二 信用金庫電子決済等取扱業者を社員（次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

**第八十五条の三の五** 認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 協会員が信用金庫電子決済等取扱業を行っており、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四 協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五 信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六 協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

**第八十五条の三の四** 内閣総理大臣は、政令で定めることにより、前項の規定を適用するに該当する事務の取扱いの規則を定め得る。

七 信用金庫電子決済等取扱業の顧客に対する  
広報

八 前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子  
決済等取扱業の健全な発展及び信用金庫電子  
決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

(登録) 第九章の四 信用金庫電子決済等代行業

**第八十五条の四** 信用金庫電子決済等代行業は、  
内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営  
むことができない。

2 前項の「信用金庫電子決済等代行業」とは、  
次に掲げる行為（第一号に規定する預金者による  
特定の者に対する定期的な支払を目的として  
行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に  
欠けるおそれが少ないと認められるものとして  
内閣府令で定める行為を除く。）のいずれかを行  
う営業をいう。

一 金庫に預金の口座を開設している預金者の  
委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）  
を受けて、電子情報処理組織を使用する方法  
により、当該口座に係る資金を移動させる為  
替取引を行うことの当該金庫に対する指図  
(当該指図の内容のみを含む。)の伝達(当該  
指図の内容のみの伝達にあつては、内閣府令  
で定める方法によるものに限る。)を受け、  
これを当該金庫に対して伝達すること。

二 金庫に預金又は定期積金の口座を開設して  
いる預金者又は積金者の委託（二以上の段階  
にわたる委託を含む。）を受けて、電子情報  
処理組織を使用する方法により、当該金庫か  
ら当該口座に係る情報を取得し、これを当該  
預金者又は積金者に提供すること（他の者を  
介する方法により提供すること及び当該情報  
を加工した情報を提供することを含む。）。

(金庫との契約締結義務等)

**第八十五条の五** 信用金庫電子決済等代行業者  
(前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済  
等代行業(同条第二項に規定する信用金庫電子  
決済等代行業をいう。以下同じ。)を當む者を  
いう。以下同じ。)は、同条第二項各号に掲げ  
る行為(同項に規定する内閣府令で定める行為  
を除く。)を行う前に、それぞれ当該各号の金  
庫との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る  
契約を締結し、これに従つて当該金庫に係る信  
用金庫電子決済等代行業を當まなければならな  
い。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなけ  
ればならない。

## (登録) 第九章の四 信用金庫電子決済等代行業

一 信用金庫電子決済等代行業者の業務（当該金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関する事項

二 当該信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当該金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他信用金庫電子決済等代行業者は、第3項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(金庫による基準の作成等)

**第八十五条の六** 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて信用金庫電子決済等代行業者が信託に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるとところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の求める事項には、前条第一項の契約の相手方となる信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得する利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の内閣府令で定める事項が含まれるものとする。

3 金庫は、前条第一項の契約を締結するに当たつて、第一項の基準を満たす信用金庫電子決済等代行業者に対し、不當に差別的な取扱いを行つてはならない。

(信用金庫連合会の会員である信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を営む場合の契約の締結等)

**第八十五条の七** 信用金庫電子決済等代行業者は、第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（同項に規定する内閣府令で定める行為を除く。）を行う前に、信用金庫連合会との間で、信用金庫電子決済等代行業に係る契約（当該信用金庫連合会の会員である信用金庫のうち、当該

する事項

二 信用金庫連合会が当該契約を締結する信用金庫電子決済等代行業者が当該信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を當むことについて同意をしている信用金庫に係るものに限る。) を締結した場合には、第八十五条の五第一項の規定にかかるわらず、当該信用金庫との間で同項の契約を締結することを要しない。

一 前項の場合において、信用金庫電子決済等代行業者は、同項の契約に従つて、同項の信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業を當まなければならない。

二 第一項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業を當むことができる信用金庫の名称

二 信用金庫電子決済等代行業の業務（第一項の信用金庫に係るものに限る。次号において同じ。）に関する事項

三 信用金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に第一項の信用金庫及び同項の契約を行つた信用金庫連合会が行うことができる措置に関する事項

四 その他信用金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項

一 信用金庫連合会は、信用金庫電子決済等代行業者との間で第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、同項の信用金庫に対し、当該契約の内容を通知しなければならない。

二 第一項の契約を締結した信用金庫連合会及び信用金庫電子決済等代行業者は当該契約を締結した後遅滞なく、同項の信用金庫は前項の規定による通知を受けた後遅滞なく、第一項の契約の内容のうち第三項各号に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬ。



同様に取り扱われている者を含む。二において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるもの若しくは当該他の法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該政令で定める指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

本この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七紛争解決等業務の実施に関する規程(以下この条及び次条において「業務規程」といふ。)が法令に適合し、かつ、この法律の定的に実施するために十分であると認められること。

八第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約(紛争解決等業務の実施に關し指定紛争解決機関(この項の規定による基準に係るものに限る。)の解除を除き、以下同じ。)と金庫関係業者(金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下この号及び第三項並びに次条第四号において同じ。)との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六第七項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同一項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限

る。)を述べた金庫関係業者の数の金庫関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

三項まで及び第六項又は第五十四条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により行う業務並びに他の法律により行う業務並びに当該金庫のために信用金庫代理業を行う者が行う信用金庫代理業をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第十一項において同じ。)又は信用金庫電子決済等取扱業務(信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同じ。)に関する苦情をいい、前項に規定する「金庫業務等関連紛争」とは、金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。

3第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、金庫関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件(紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第八十九条第十一項において準用する銀行法第五十二条の六第七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。)に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別(紛争解決等業務に係る金庫業務及び信用金庫電子決済等取扱業の種別をいう。次項及び第八十九条第七項において同じ。)ごとに行うものとし、第一項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

6内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地、当該指定に係る紛争解決等業務の種別並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

2は、金庫業務(金庫が第五十三条第一項から第五十五条までの規定による指定であつて、その取扱いを停止する場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過し処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

る。)を述べた金庫関係業者の数の金庫関係業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。



の規定は、電子決済等取扱業に係るものにあつては指定信用金庫電子決済等取扱業について、電子決済等取扱業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業者について、指定電子決済等取扱業者に係るものにあつては委託信用金庫について、銀行に係るものにあつては信用金庫について、それぞれ準用する。

8 前項の場合において、同項に規定する規定中「電子決済等取扱業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等取扱業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十の六第一項第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の三の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「當む」とあるのは「行う」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の六第一項第六号りを除く。）中「第五十二条の六十の三の登録」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第一項の登録」と、前項に規定する規定（第五十二条の六十の二十七（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の四第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第一項」と、同法第五十二条の六十の六第一項第六号中「次に」とあるのは「ル又はヲ」と、同号ヲ中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「イからルまでの許可又は登録」とあるのは「ホの許可又はルの登録」と、同項第九号ニ中「第六号イからヲまで」とあるのは「第六号ホ、ル又はヲ」と、同号ホ中「第六号イからチまで」とあるのは「第六号ホ」と、同法第五十二条の六十の七項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第二項各号」と、同条第二項中「業務と

う。以下同じ。)でない」と、「信用金庫法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会)と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の三十一第二項(秘密保持義務等)中「信用金庫法第八十五条の三の四(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定)」とあるのは「第五十二条の六十の二十五」と、「同法第八十五条の三の五(認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務)」とあるのは「第五十二条の六十の二十六」と、同法第五十二条の六十の三十二(定款の必要的記載事項)中「第五十二条の六十の二十五第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四第二号」と、「第五十二条の六十の二十六第三号」とあるのは「同法第八十五条の三の五第三号」と、「同法第五十二条の六十の三十八(外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止)」中「第二条第十七項各号」とあるのは「同条第二項各号」と、同法第五十六条第十五号中「電子決済等代行業」と、「同条第六号及び第七号中「第五十二条の六十の二十五」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十五条の六十一の三第一項(登録の申請)中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(登録の拒否)中「次に」とあるのは「(5)又は(9)に」と、同号ハ(9)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相當する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(8)まで」とあるのは「(5)の」と、同号ニ中「次に」とあるのは「(1)、(6)又は(10)に」と、同号ニ(1)中「第五十二条の六十の二十三第二項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第三項」と、同号ニ(10)中「農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に關する法律、信用金庫法、労働金庫法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に關する法律、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相當する」とあるのは「に相当する」と、「から(9)まで」とあるのは「又は(6)」と、同項第二号口(4)中「前号ハ(1)から(9)まで」とあるのは「前号ハ(5)又は(9)」と、同号口(5)中「から(10)まで」とあるのは「、「(6)又は(10)」と、同法第五十五条の六十一の八第一項(利用者に対する説明等)中「第二条第二十一項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第二項各号」と、同条第二項中「營む」とあるのは「行う」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項(登録の取消し等)並びに第五十五条の六十一の十八(登録の抹消)中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の四第一項」と、同法第五十二条の六十一の二十一第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の九(認定)」とあるのは「第五十二条の六十一の十九」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会

員（信用金庫法第八十五条の九第一号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の十（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）に規定する認定信託用金庫電子決済等代行事業者協会」とあるのは「第二条第二十三項に規定する認定電子決済等代行事業者協会」と、「会員」とあるのは「代行事業者協会」、「会員」とあるのは「協会員」と、「同法第五十二条の六十一の二十五第二項（秘密保持義務等）中「信用金庫法第八十五条の九（認定信用金庫電子決済等代行事業者協会の業務）と、同法第五十二条の六十一の二十六（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十一の十九の六十一の十九」と、「同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十二号」と、「同法第五十二条の六十一の二十三号」とあるのは「同法第八十五条の第十三条号」と、同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十二号」と、「同法第五十二条の六十一の二十三号」とあるのは「同法第八十五条の第十三条号」と、「同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」とあるのは「信用金庫法第八十五条の九第二号」と、「第五十二条の六十一の二十二号」と、「同法第五十二条の六十一の二十三号」とあるのは「同法第八十五条の第十三条号」と、「同法第五十六条第二十号及び第二十二号中「第五十二条の六十一の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第

五款（第三十四条の二第六項から第八項まで）  
（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなさ  
れる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第  
六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定  
投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資  
家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除  
く）。（雜則）の規定は金庫に行う特定預金等契  
約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二  
条第十四項（定義）に規定する金融商品市場に  
おける相場その他の指標に係る変動によりそ  
の元本について損失が生ずるおそれがある預金又  
は定期積金として内閣府令で定めるものをい  
う。）の受入れを内容とする契約をいう。以下  
この条において同じ。）の締結又は外国銀行代  
理金庫が行う外国銀行代理業務に係る特定預金  
等契約の締結の代理若しくは媒介について、同  
章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の  
四まで）（第一種金融商品取引業又は投資運用業  
を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業  
又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範  
囲、業務管理体制の整備、顧客の利益の保護の  
ための体制整備、標識の掲示等、名義貸しの禁  
止、社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項  
第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取

引態様の事前明示義務)、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項(契約締結前の書面の交付)、第三十八条の五から第三十七条の七まで(保証金の受領に係る書面の交付、書面等による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等)、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二(禁止行為)、第三十九条第三項(ただし書)、第四項、第六項及び第七項(損失補填等の禁止)並びに第四十条の二から第四十条の七まで(最良執行方針等)分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、店頭ディバイティブ取引に関する電子情報処理組織の使用の禁止(金融商品取引業者による電子情報処理組織の運営等)を除く。(通則)の規定は金庫が行う特定預金等契約の締結、外国銀行代理金庫が行う外銀代理業務に係る特定預金等契約の締結又は信用金庫代理業者が行う信用金庫代理業に係る特定預金等契約の代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約」と、「締結の勧誘又は締結の代理若しくは媒介」と、これらの規定中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定中「金融商品取引行為」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介」と、過去に当該特定投資家との間で「(を締結)」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介」を行ふことをと過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結)」とあるのは「の締結又はその代理若しくは媒介」を行ふことを

「締結する」とあるのは、「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の二第五項第二号中「締結する」とあるのは、「締結又はその代理若しくは媒介をする」と、同法第三十四条の三第二項第四号イ中「金融商品取引業者等と対象契約」とあるのは、「金庫（信用金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。）と対象契約を締結し、若しくは当該外国銀行代理金庫（同法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）による代理若しくは媒介により対象契約」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは、「締結又はその代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは、「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは、「金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行（信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所屬国外銀行をいう。）又は当該信用金庫代理業者（同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属信用金庫（同項に規定する所屬信用金庫をいいう。）と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは、「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約の解除があつた場合には、当該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償その他の金錢の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金錢の支払」を請求することができない。ただし、金庫があつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金錢の支払をした場合は、「特定預金等契約の解除に伴う損害賠償その他の金錢の支払」を請求することができない」とあるのは、「金額についてして」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（信用金庫代理業者があつては、当該特定預金等契約」と、「金融商品取引契約に関して」とあるのは、「特定預金等契約に關して」とあるのは、「特定預金等契約に關して」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは、「金額についてして」と、同条第四項ただし書中「前項」とあるのは、「金庫があつて

は、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」といいう。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）第三十七条の四及び第三十七条の六」と、「締結した」とあるのは「締結若しくはその代理若しくは媒介をした」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定預金等契約に係る信金庫電子決済等関連預金媒介業務（第八十五条の三第二項第二号に掲げる行為をいう。）を行ふ信用金庫電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいふ。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）とあるのは、「特定預金等契約（信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは、「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは、「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは、「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは、「特定預金等契約」と、「金融商品取引契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは、「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは、「媒介を行う」と、同条第五項第一号中「締結する」とあるのは、「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは、「締結をする」とあるのは、「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは、「媒介を行う」とあるのは、「媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは、「媒介を行ふ」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは、「締結の媒介を行ふ」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行ふ」とあるのは、「交付しなければ」とあるのは、「交付する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは、「の締結の媒介を行ふ」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結する」と、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容

「証券等」とあるのは、「特定預金等契約」と当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは、「原因となるもの」と、同法第四十一条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは、「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは、「第三十七条の三(第一項)の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び三項を除く。)、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）と、「締結した」とあるのは、「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(経過措置)

六 第八十五条の四第一項の規定に違反して、登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業務を行なったとき。

七 不正の手段により第八十五条の四第一項の登録を受けたとき。

八 第八十五条の十一第四項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

九 第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法（以下第九十四条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせたとき。

十 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に外国銀行代理業務又は信用金庫代理業を行わせたとき。

十一 銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用金庫電子決済等取扱業を行わせたとき。

十二 銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十一第二項の規定により付した条件に違反したとき。

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五十六第一項、第五十二条の六十の二十三第一項又は第五十二条の六十一の十七第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の六十の三十四第二項又は第五十二条の六十一の二十八第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違ったとき。

第四十条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二 銀行法第五十二条の六十九の規定に違反したとき。

四 銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第五十二条の五十三条の八十一第一項の規定によつて報告書を提出したとき。  
第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれららの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
五 銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき。

第九条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条 第五十二条の五十第一項、第五十二条の六十の十九若しくは第五十二条の六十一の十三の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれららの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二の六第一項若しくは第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは銀行法第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項の規定に違反して、銀行法第二十一条第四項、第五十二条の二の六第二項若しくは第五十二条の五十一第二項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつたとき。

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項、第五十二条の五十三、第五十二条の六十の二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の





の認可を受けないで同項に規定する子会社に対する会社について、同号に掲げる会社（同項に規定する内閣府令で定める会社を除く。）となつたことその他の同項に規定する内閣府令で定める事実を知つた日から一年を超えて当該信用金庫連合会若しくはその子会社が当該同号に掲げる会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有したとき。

二十一 第五十六条又は第五十七条の規定に違反したとき。

二十二 清算の結了を遅延させる目的で、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不適に定めたとき。

二十三 第六十三条において準用する会社法第五百二条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

二十四 第八十七条の二第一項の規定により付した条件（第三十一条、第五十四条の二第二項、第五十四条の二十一第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六项、第五十四条の二十三第四項（同条第七項又は第十三項において準用する場合を含む。）、第八項、第十一項、第十四項若しくは第六项、第五十八条第六項若しくは第六十条の六第四項の規定又は銀行法第三十七条第一項第一号若しくは第三号の規定による認可又は承認に係るものに限る。）に違反したとき。

二十五 第八十七条の四第四項又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十五条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

二十六 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項、第五十二条の六十一の十六若しくは第五十二条の六十一の二十八第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十八 銀行法第五十二条の四十九、第五十二条の六十の十八若しくは第五十二条の六十一の十二の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

会社法第九百六十条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる者又は同法第九百七十六条に規定する者が、第三十五条の七において準用する同法第三百八十二条第三項の規定又は第三百八十三条の三において準用する同法第三百九十六条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

**第九十一条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八十七条の四第四項又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第八十七条の四第四項又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条の規定に違反する者

三 第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

**第九十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第二項の規定に違反した者

二 銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者

**第九十三条の二** 第六条第三項において準用する会社法第八条第一項の規定に違反して他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者は、百万円以下の過料に処する。

**第九十三条の二** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二 銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは十万円以下の過料に処する。

**第九十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反して、その名称中に認定信用金庫電子虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

**第十二章 没収に関する手続等の特例**

(第三者的財産の没収手続等)

**第九十五条** 第九十条の四の三第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第九十七条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第九十条の四の三第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項まで(第三者的財産の没収手続等)の規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第九十条の四の三第二項において準用する同法第二百九条の三第二項(没収の要件等)の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「信用金庫法第九十条の四の三第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第二百三十八号)の規定を準用する。  
(没収された債権等の処分等)

**第九十六条** 金融商品取引法第二百九条の五第一項(没収された債権等の処分等)の規定は第九十条の四の二の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六(没収の裁判に基づく登記等)の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産









6 前項の規定による届出をした信用金庫等会員は、施行日から起算して三月を経過する日本までにその旨を金融再生委員会に届け出なければならぬ。

後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車

保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式投票権の規制等に関する法律

は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新信用金庫法第五十四条の十七第三項の認可を受けたものとみ

(罰則の適用に関する経過措置)  
**第八十九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合に

に規定する国内の会社をいう。以下この項において同じ。)の株式等(新信用金庫法第三十二条第一項に規定する株式等をいう。以下二つの項目

おけるこの法律の施行後にしては、なお従前の例による。罰則の適用については、(その他の経過措置の政令への委任)

する基準株式数等をいう。以下この項において同じ。」を超えて所有している信用金庫連合会又はその子会社による当該国内の会社の株式等

（検討）  
第百九十九条 政府は、この法律の施行後においても、新保険業法の規定による保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度の実施状措置は、政令で定める。

ら起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の株式等の所有につては、当該信用

況、保険会社の経営の健全性の状況等にかんが  
み必要があると認めるときは、保険業に対する  
信頼性の維持を図るために必要な措置を講ずる  
ものとする。

条の十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得したもののみならず、新信用金

法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、金融システムを取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号）

るところにより、その一部を財務局長若しくは財務支局長（農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあつては、地方支分部局の長）に委任す

**(経過措置)**  
**第二条** この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁

る規定にあつては、(当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正

止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法













の改正規定（「第十三条规定」を「第十三条ノ二」に改める部分に限る。）同法第九条の改正規定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法第十二条の二の四の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十二条の十の二の二を同法第十二条の十二の三とし、同法第十二条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第十二条の五の改正規定及び同法第九十二条の五の改正規定、第五条中水産業協同組合法第十二条第四項第二号及び第十二条の九の改正規定、同法第十二条の十の次に一条を加える改正規定、同法第十二条の十三第二項及び第十五条の七の改正規定、同法第十五条の九の二を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条第二項及び第百二十一条の五の改正規定、第六条中中小企業等協同組合法第九条の七の三及び第九条の七の四並びに第九条の七の五第二項の改正規定並びに同法第九条の九の次に二条を加える改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定（「提供等」の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る）、同条第二項の改正規定及び同法第八十九条の二の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る。）、第九条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定（「提供等」の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同法第九十四条の二の改正規定、第十条中銀行法第十二

同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第二十条** 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第二十一条** 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下「改正後の各法律」という。)に規定する指定紛争解決機関(以下単に「指定紛争解決機関」という。)の指定状況及び改正後の各法律に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他の經濟社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五  
九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第三十四条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)  
**第二条**  
**6** この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**7** 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則** (平成二三年五月二五日法律第四  
九号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第百九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に三号を加える改正規定、同法第一百九十八条及び第二百七条第一項第三号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第一百九十八条(第五号及び第八号を除く。)」を「第一百九十八条第四号の二」に改める部分に限る)、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日  
(罰則の適用に関する経過措置)  
**第三十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
**第三十二条** 政府は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)  
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄  
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。  
附 則 (平成二四年三月三一日法律第二三号) 抄  
(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略  
二 第一条中保険業法第六百六条の改正規定、同法第一百七条の改正規定、同法第二百二十七条第一項の改正規定、同法第二百三十五条第三項の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百七十三条の四第二項第二号ロの改正規定、同法第二百七十三条の五の改正規定、同法第二百七十条第一項の改正規定、同法第二百七十条の四第九項の改正規定(「第二百四十条」を「次条第一項、第二百四十四条」と改める部分及び「第二百三十九条第二項」を「第二百三十九条第二項」に改める部分に限る)、同法第八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十二条の四第八項」と、第二百三十九条第二項に改める部分に限る)、同法第二百七十二条第一項の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六条の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項及び第十一項の改正規定、同法第十二項の改正規定(「第二百三十八条」を「第二百三十七条第五項及び第二百三十八条」に改める部分を除く)、同法附則第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項の表第百条の二の項を次のように改める部分を除く)、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定(「新保

（附則の適用に関する経過措置）  
（罰則の適用に関する経過措置）  
（政令への委任）  
**第十三条** この附則に規定するもののほか、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
**附 則**（平成二四年九月一二日法律第八六号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定  
二 公布の日  
三 第一条、次条及び附則第十七条の規定  
布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第三条並びに附則第七条、第九条から第十一条まで及び第十六条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 (罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、は、政令で定める。なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条(内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る)及び第五十条の規定 公布の日

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年の次に一条を加える改正規定、同法第一百九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の三、第一百九十八条の六第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十三条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十二条の十一第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く)、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

に一項を加える改正規定、第十五條の規定  
第十九條のうち農林中央金庫法第五十八條由  
第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加  
える改正規定、第二十二条の規定並びに  
同附則第三十条（株式会社地域経済活性化支  
援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第  
二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十  
一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援  
機構法（平成二十三年法律第七百三十三号）第  
七条第二項の改正規定に限る。）（第三十一  
条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布  
の日から起算して二十日を経過した日  
二 略

?

第九十四条第一項において準用する場合(次項において「新協金法第六条第一項等において準用する場合」という。)を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項及び次項において同じ。)の額が信用協同組合(同条第一項に規定する信用供与等限度額(同条第一項に規定する信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えている新銀行法第二条第一項に規定する銀行、新長期信用銀行法第二条第一項に規定する長期信用銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会、労働金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合若しくは新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会(以下この項及び次項において「銀行等」という。)の当該同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣(労働金庫又は労働金庫連合会にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とする。以下この項及び次項において同じ。)に届け出たときは、第三号施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該同一人に對して同日後も引き続き信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日ににおいて新銀行法第十三条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

二 新銀行法第十三条第一項(新協金法第六条第三号において准用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対する信用の供与等の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいふ。以下この項において同じ。)又は当該銀行等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等について(当該銀行等及び当該銀行等の子会社等(同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)の規定による合算する合算信用供与等限度額をいふ。以下この項において同じ。)を超えている。以下この項において同一人に対する信用の供与等については、当該銀行等が第三号施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たと

1

ときは、第三号施行日から起算して一年を経過するまでの間は、適用しない。この場合において、当該銀行等が、当該銀行等及び当該銀行等の子会社等又は当該銀行等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしていないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において同日までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日の翌日において同条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

(権限の委任)

**三十六条** 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限を金融庁長官に委任する。

前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局长(農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限にあっては、地方支分部局の長)に委任することができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

**三十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**三十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第二項ただし書の改正規定並びに附則第十七条の規定は、施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。  
及び第十八条の規定 公布の日  
（第八章 罰則）（第一百九十七条—第二百九十二条）を「第八章 罰則」（第一百九十七条—第二百九十二条）／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九十三条の四—第二百九十五条）に改める部分に限る。」、同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条の二第四項、第五十七条の二第五项、第五十七条の二第七项及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定（規定〔二〕を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定に改める部分に限る。」、同法第二百九十三条に改める部分に限る。）、同法第八章の次に二章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第四項の改正規定（第三十八条）の下に「（第七号を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十五条の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。）、第七条（中小企業等協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第八条（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。）、第九条（投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十一条（長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。）、第十二条（労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。）





二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定 公布の日

びに第九十九条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「本店の所在地における」を削る部分に限る。）並びに同法第九十五条、第一百五十五条第一項の改正規定（「以下この条」の下に「及び第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第一百五十九条の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十九条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）同条第二項の表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十九条第一項の改正規定（「まで」の下に「、第一百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。）を削る改正規定、同法第三百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、同法第二百二十九条の規定期定、第十一条中会社更生法第二百六十一第一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の目次の改正規定（從たる事務所の所在地における登記（第三百十二条第一項第三百四十四条）を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百三十条の改正規定（第四十九条から第五十二条まで）を「第五十二条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」と「削る部分に限る。」並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定（「第三項を除く。」、第十八条」を削る部分に限る。）、第十八条の規定（前号に掲げる第二百三十四条十二条第十号の次に「一号を加える改正規定を除く。」、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定（「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び

（第四十八条の八）を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に一号を加える改正規定、同法第六十五条の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条の四第四項の改正規定並びに同法第九十七条、第七十四条から第七十六条まで及び第八十七条の四第四項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十五条の四第四項の改正規定、同法第八十五条の八第十八条まで及び第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十六条中労働金庫法第七十八条から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。）、第三百六十九条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定（規定中）を「規定（同法第二百九十八条（第一項第三号）及び第四号を除く。）、第三百三十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条规定第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百四十四条、第三百十八条第四項、第三百二十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を削り、「相互会社」と、「の下に」「これらの規定中」を加え、「これら」の規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百二十五条の三第一項第五号を除く。）中に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に」「これらの規定中」を加え、「これら」の規定（同法第二百九十八条第一項（各号を除く。）及び第四項、第三百二十五条の三第一項第五号、第三百二十二条第五項、第三百二十二条第五項並びに第三百二十二条第四項を除く。）中「株主」とあるのは「総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第三百二十二条」と、同条第四項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面に」とある。

規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第一百八十三条第一項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「）、第二十一条から第二十七条まで〔に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第八十一条第一項において準用する商業登記法（「と、同法第一百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百八十三条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」と「を加える部分を除く。」及び同法第三百六条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項を除く。」）を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分に限る。）同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一、第六项の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に

十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の七の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の八の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定並びに同法第二百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償規定及び同法第二百三十九条中森林組合法第五十条の次に一号を加える改正規定、第七十七条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く）、第八十七条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第八十三条の改正規定並びに同法第二百三十条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農業産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十三条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第二百三条の改正規定（「第四十八条第一節第一款及び第二款の款名を削る改正規定」に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定）に一号を加える改正規定、第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第二百三十九条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条第二項各号の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第二百三十九条第一項の改正規定、「第八項」の下に、「第三十八条の六」に同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第一百一十九条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に、「第三十八条の六」を加える部分を除く。）第一百条の規定（同条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定を除く。）

四 二及び三 略  
第五十七条、第三十五条、第四十四条、第五十五条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限り、「正本及び」を加える部分を除く。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十二条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第二百十一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）  
第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）  
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
（政令への委任）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
（施行期日）  
附 則（令和三年五月二六日法律第四六号）抄

二 第一条中銀行法第五十二条の二の五の改正規定及び同法第五十二条の四十五の二の改正規定、第三条中金融商品取引法第三十七条の六（見出しを含む）の改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条の二の改正規定、第八条中長期信用銀行法第十七条の二の改正規定並びに第十二条中保険業法第四条第三項の改正規定、同法第三百条の二の改正規定及び同法第三百九条の改正規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条** 第七条の規定による改正後の信用金庫法（以下「新信用金庫法」という。）第五十四条の二十三第四項、第十三項（信用金庫連合会が、現に子会社（新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）としている新信用金庫法第五十四条の二十三第一項各号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社（新信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）としようとするときにおける部分を除く。）及び第十六項の規定は、この法律の施行の際現に信用金庫連合会が第七条の規定による改正前の信用金庫法（以下「旧信用金庫法」という。）第五十四条の二十三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）同条第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第四項ただし書又は旧信用金庫法第五十四条の二十三第九項の規定による認可を受けて当該信用金庫連合会又はその子会社（旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）が旧信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十一号の三に掲げる会社の議決権（旧信用金庫法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。）を合算してその基準議決権数（旧信用金庫法第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて保有している場合における当該会社については、適用しない。

**第十三条** この法律の施行の際現にされている旧信用金庫法第五十四条の二十三第六項の規定による認可の申請は、従属業務（新信用金庫法第五十四条の二十三第二項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む会社に係るもの以外のものにあっては新信用

**第十四条** この法律の施行の際現に旧信用金庫法金庫法第五十四条の二十三第三項の規定によりした認の申請と、従属業務を営む会社に係るものにあつては新信用金庫法第八十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりした届出とみなす。

第五十四条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項本文に規定する事由（信用金庫連合会又はその子会社）

う」となつた日を「新信用金庫法第五十四条の二十三第六項に規定する子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日とみなしして、同項及び同条第八項から第十項までの規定を適用する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第四十二条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつる。

附則(令和四年六月一七日法律第六八号)抄

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一  
五百九条の規定 公布の日  
附則（令和五年六月一六日法律第六三  
号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一、第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**(政令への委任)**  
**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置）

過措置を含む。)は、政令で定める。

(施行期日) 第二条 九号抄  
この法律は、公布の日から起算して一年

**第一項** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

当該各号に定める日から施行する。

二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三  
第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二  
第一項、第六十四条の二第一項、第六十六条

第六項 第六十四条の七第六項 第六十九条  
の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条  
第二項、第一百六条の十二第二項、第一百五十五

条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十一の二第二項並びに第一百五十六条の二

の二十の十九第二項並びに第一百五十六条の十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二

条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の九第二項の改正規定、第六

二条第六項に規定する子会社をいう。)としている信用金庫連合会とみなして、新信用金庫法第五十四条の二十三第二項の規定を適用する。この場合において、旧信用金庫法第五十四条の二十三第八項において準用する旧信用金庫法第五十四条の二十一第二項ただし書に規定する事由の生じた日は、新信用金庫法第五十四条の二十三第二項ただし書に規定する事由の生じた日とみなす。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十九条の規定 公布の日  
(政令への委任)

**第二十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

ると読みるときには、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年六月一日法律第五四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一日法律第六一五号）

(施用期日) 号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

を起しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

当該各号は定める日から施行する  
一 附則第二十九条の規定 公布の日

**(政令への委任)**

の法律の施行に關し必要な経過措置は  
定める。政令で

**第三十条** (検討) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法

律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘査し、必要がある

い、この方針の実現を図るに當り、小早川の意見と認めるとときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

える部分を除く。)並びに同法第三百五十五条号、第三百一十七条の二(第八号及び第三百四十九条第四号から第六号まで及び第十二号)の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「利益の保護のための体制整備」に「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く)、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第六十七条** この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について(検討)(政令への委任)

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(第六十九条) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。